

鎌倉市議会

2月定例会議案集

(その2)

平成24年

目 次

議案第 86 号	平成24年度鎌倉市一般会計予算……………	1
議案第 87 号	平成24年度鎌倉市下水道事業特別会計予算……………	11
議案第 88 号	平成24年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別会計予算……………	16
議案第 89 号	平成24年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計予算……………	19
議案第 90 号	平成24年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計予算……………	24
議案第 91 号	平成24年度鎌倉市介護保険事業特別会計予算……………	27
議案第 92 号	平成24年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計予算……………	30
議案第 93 号	鎌倉市公の施設の指定管理者選定委員会条例の制定について……………	33
議案第 94 号	鎌倉市都市交流推進委員会条例の制定について……………	35
議案第 95 号	鎌倉市職員考査委員会条例の制定について……………	37
議案第 96 号	鎌倉市協働事業選考委員会条例の制定について……………	39
議案第 97 号	鎌倉市技能者表彰選考委員会条例の制定について……………	41
議案第 98 号	かまくら人権施策推進委員会条例の制定について……………	43
議案第 99 号	鎌倉市商工業元気アップ事業選定委員会条例の制定について……………	45
議案第 100 号	鎌倉市発達支援委員会条例の制定について……………	47
議案第 101 号	鎌倉市高齢者措置判定委員会条例の制定について……………	50
議案第 102 号	鎌倉市食育推進会議条例の制定について……………	52
議案第 103 号	鎌倉市予防接種健康被害調査委員会条例の制定について……………	54
議案第 104 号	鎌倉市墓地等の経営の許可等に関する条例の制定について……………	56
議案第 105 号	公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例の制定について……………	64
議案第 106 号	鎌倉市交通計画検討委員会条例の制定について……………	66
議案第 107 号	鎌倉市教科用図書採択検討委員会条例の制定について……………	68
議案第 108 号	鎌倉市就学支援委員会条例の制定について……………	70
議案第 109 号	鎌倉市美術工芸品等収集選定委員会条例の制定について……………	72
議案第 110 号	鎌倉市名誉市民条例の一部を改正する条例の制定について……………	74
議案第 111 号	鎌倉市住居表示に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	76
議案第 112 号	鎌倉市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	79
議案第 113 号	鎌倉市障害児福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について……………	82
議案第 114 号	鎌倉市子どもの家条例の一部を改正する条例の制定について……………	85
議案第 115 号	鎌倉市保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について……………	87

議案第 116 号	鎌倉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について……………	89
議案第 117 号	鎌倉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	91
議案第 118 号	鎌倉市建築等に係る紛争の予防及び調整に関する条例の一部 を改正する条例の制定について……………	95
議案第 119 号	鎌倉市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について……………	97
議案第 120 号	鎌倉市図書館協議会設置条例の一部を改正する条例の制定に ついて……………	100
議案第 121 号	鎌倉市スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定について……………	102
議案第 122 号	鎌倉国宝館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条 例の制定について……………	106

平成24年度鎌倉市一般会計予算

平成24年度鎌倉市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ55,286,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成24年2月15日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
5 市税		34,640,127 円
	5 市民税	17,480,053
	10 固定資産税	13,032,188
	15 軽自動車税	101,257
	20 市たばこ税	712,404
	25 特別土地保有税	2
	30 都市計画税	3,314,223
10 地方譲与税		323,000
	8 地方揮発油譲与税	82,000
	10 自動車重量譲与税	241,000
15 利子割交付金		121,000
	5 利子割交付金	121,000
16 配当割交付金		55,000
	5 配当割交付金	55,000
17 株式等譲渡所得割交付金		31,000
	5 株式等譲渡所得割交付金	31,000
19 地方消費税交付金		1,536,000
	5 地方消費税交付金	1,536,000
20 ゴルフ場利用税交付金		29,000
	5 ゴルフ場利用税交付金	29,000
30 自動車取得税交付金		166,000
	5 自動車取得税交付金	166,000
33 地方特例交付金		137,000
	5 地方特例交付金	137,000
35 地方交付税		1,000

款	項	金 額
	5 地方交付税	1,000 冊
40 交通安全対策特別交付金		29,000
	5 交通安全対策特別交付金	29,000
45 分担金及び負担金		583,786
	5 負担金	583,786
50 使用料及び手数料		958,012
	5 使用料	543,738
	10 手数料	389,574
	15 証紙収入	24,700
55 国庫支出金		5,596,194
	5 国庫負担金	4,414,978
	10 国庫補助金	1,149,790
	15 委託金	31,426
60 県支出金		2,942,024
	5 県負担金	1,389,320
	10 県補助金	1,284,894
	15 委託金	267,810
65 財産収入		132,369
	5 財産運用収入	28,126
	10 財産売払収入	104,243
70 寄附金		28,810
	5 寄附金	28,810
75 繰入金		3,148,690
	5 基金繰入金	3,146,690
	10 他会計繰入金	2,000

款	項	金 額
80 繰越金		600,000 冊
	5 繰越金	600,000
85 諸収入		2,066,788
	5 延滞金加算金及び過料	28,001
	10 市預金利子	1,000
	15 貸付金元利収入	1,529,056
	25 雑入	508,731
90 市債		2,161,200
	5 市債	2,161,200
歳 入 合 計		55,286,000

歳 出

款	項	金 額
5 議会費		482,264 円
	5 議会費	482,264
10 総務費		6,443,216
	5 総務管理費	5,085,913
	10 徴税費	818,340
	15 戸籍住民基本台帳費	399,479
	20 選挙費	52,842
	25 統計調査費	24,069
	30 監査委員費	62,573
15 民生費		18,966,745
	5 社会福祉費	9,637,647
	10 児童福祉費	7,595,406
	15 生活保護費	1,701,309
	20 災害救助費	32,383
20 衛生費		5,867,072
	5 保健衛生費	1,513,035
	10 清掃費	4,054,935
	15 環境対策費	299,102
25 労働費		165,877
	5 労働諸費	165,877
30 農林水産業費		717,958
	5 農業水産業費	717,958
35 商工費		632,371
	5 商工費	632,371
40 観光費		189,493

款	項	金 額
	5 観光費	189,493 冊
45 土木費		8,029,294
	5 土木管理費	1,506,237
	10 道路橋りょう費	679,245
	15 河川費	86,354
	20 都市計画費	5,550,042
	25 住宅費	207,416
50 消防費		2,917,251
	5 消防費	2,917,251
55 教育費		5,082,843
	5 教育総務費	1,317,654
	10 小学校費	1,123,424
	15 中学校費	493,138
	20 社会教育費	1,790,869
	25 保健体育費	357,758
60 公債費		4,697,807
	5 公債費	4,697,807
65 諸支出金		1,043,809
	5 土地開発公社費	1,043,809
70 予備費		50,000
	5 予備費	50,000
歳 出 合 計		55,286,000

第2表 継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
20 衛生費	10 清掃費	名越クリーンセンター 基幹的設備改良事業	千円 3,281,000	24	52,000 千円
				25	1,302,000
				26	1,927,000

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
第3次鎌倉市総合計画次期基本計画等 策 定 支 援 業 務 委 託 事 業 費	平成24年度から 平成25年度まで	千円 19,247
財 務 会 計 シ ス テ ム 更 新 事 業 費	平成24年度から 平成25年度まで	58,013
固 定 資 産 評 価 資 料 作 成 業 務 委 託 事 業 費	平成24年度から 平成26年度まで	30,493
学 校 給 食 調 理 委 託 事 業 費 (深 沢 小 学 校 ・ 山 崎 小 学 校 ・ 小 坂 小 学 校 ・ 今 泉 小 学 校)	平成24年度から 平成27年度まで	基準日における1 校当たり1日の推 計給食数が401食 から500食までは 60,000千円、501 食から600食まで は63,000千円、 601食から700食ま では69,000千円、 701食から800食ま では75,000千円、 801食から900食ま では78,000千円を 平成25年度から平 成27年度までの基 本額とし、これに 消耗品費として1 食当たり10円を推 計総給食数に乘じ て得た額を加えた 額に消費税相当額 を加えた額の合計 額。
大 船 中 学 校 改 築 工 事 基 本 ・ 実 施 設 計 委 託 事 業 費	平成24年度から 平成25年度まで	110,000

第4表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
社会福祉施設整備事業費	千円 114,300	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。
清掃施設整備事業費	39,700	同上	同上	同上
漁港整備事業費	134,300	同上	同上	同上
都市計画事業費	1,099,600	同上	同上	同上
消防施設整備事業費	97,500	同上	同上	同上
義務教育施設整備事業費	110,200	同上	同上	同上
史跡保存事業費	75,600	同上	同上	同上
臨時財政対策	490,000	同上	同上	同上
合計	2,161,200			

議案第 87 号

平成24年度鎌倉市下水道事業特別会計予算

平成24年度鎌倉市下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,329,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

平成24年 2 月15日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
5 分担金及び負担金		4,500 冊
	5 負担金	4,500
10 使用料及び手数料		2,531,936
	5 使用料	2,531,335
	10 手数料	601
15 国庫支出金		795,670
	5 国庫補助金	795,670
20 県支出金		31,927
	5 県補助金	31,927
25 繰入金		2,474,400
	5 他会計繰入金	2,474,400
30 繰越金		94,000
	5 繰越金	94,000
35 諸収入		14,967
	5 延滞金加算金及び過料	10
	10 貸付金元金収入	9,790
	15 雑入	5,167
40 市債		2,382,100
	5 市債	2,382,100
歳 入 合 計		8,329,500

歳 出

款	項	金 額
5 総務費		1,809,108 円
	5 下水道総務費	1,809,108
10 事業費		2,007,692
	5 下水道整備費	2,007,692
15 公債費		4,507,700
	5 公債費	4,507,700
20 予備費		5,000
	5 予備費	5,000
歳 出 合 計		8,329,500

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
公 共 下 水 道 事 業 計 画 変 更 認 可 等 委 託 事 業 費	平成24年度から 平成25年度まで	千円 15,940

第3表 地方債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
下 水 道 事 業 費	千円 2,382,100	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。

議案第 88 号

平成24年度鎌倉都市計画事業大船駅東口
市街地再開発事業特別会計予算

平成24年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ190,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成24年2月15日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
5 使用料及び手数料		6,219 冊
	5 使用料	6,219
6 国庫支出金		14,800
	5 国庫補助金	14,800
10 繰入金		166,705
	5 他会計繰入金	166,705
15 繰越金		2,066
	5 繰越金	2,066
20 諸収入		610
	5 貸付金元利収入	610
歳 入 合 計		190,400

歳 出

款	項	金 額
5 事業費		188,400 円
	5 事業費	188,400
15 予備費		2,000
	5 予備費	2,000
歳 出 合 計		190,400

平成24年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計予算

平成24年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17,618,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。
- (2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成24年 2 月15日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
5 国民健康保険料		5,047,349 冊
	5 国民健康保険料	5,047,349
10 一部負担金		4
	5 一部負担金	4
20 国庫支出金		3,349,134
	5 国庫負担金	3,298,974
	10 国庫補助金	160
	15 国庫交付金	50,000
25 療養給付費交付金		668,746
	5 療養給付費交付金	668,746
27 前期高齢者交付金		4,689,466
	5 前期高齢者交付金	4,689,466
30 県支出金		690,474
	3 県負担金	131,510
	5 県補助金	558,964
35 共同事業交付金		1,344,859
	5 共同事業交付金	1,344,859
38 財産収入		100
	5 財産運用収入	100
40 繰入金		1,798,801
	5 他会計繰入金	1,798,800
	10 運営基金繰入金	1
45 繰越金		20,000
	5 繰越金	20,000
50 諸収入		9,967

款	項	金 額
	5 延滞金及び過料	901 円
	10 雑入	9,066
歳 入	合 計	17,618,900

歳 出

款	項	金 額
5 総務費		249,879 円
	5 総務管理費	150,109
	10 徴収費	98,987
	15 運営協議会費	783
10 保険給付費		12,123,209
	5 療養諸費	10,839,217
	10 高額療養費	1,190,254
	15 移送費	400
	20 出産育児諸費	79,838
	25 葬祭諸費	13,500
12 後期高齢者支援金等		2,339,751
	5 後期高齢者支援金等	2,339,751
14 前期高齢者納付金等		6,883
	5 前期高齢者納付金等	6,883
15 老人保健拠出金		2,169
	5 老人保健拠出金	2,169
17 介護納付金		979,629
	5 介護納付金	979,629
20 共同事業拠出金		1,697,662
	5 共同事業拠出金	1,697,662
25 保健事業費		195,754
	3 特定健康診査等事業費	178,201
	5 保健事業費	17,553
27 基金積立金		103
	5 基金積立金	103

款	項	金 額
30 諸支出金		13,861 円
	5 償還金利息及び還付加算金	13,861
35 予備費		10,000
	5 予備費	10,000
歳 出 合 計		17,618,900

議案第 90 号

平成24年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計予算

平成24年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ387,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成24年 2 月15日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
3 財産収入		27,234 千円
	5 財産運用収入	27,234
5 繰入金		360,251
	5 他会計繰入金	360,251
7 繰越金		215
	5 繰越金	215
歳 入 合 計		387,700

歲 出

款	項	金 額
10 公債費		387,700 冊
	5 公債費	387,700
歲 出 合 計		387,700

議案第 91 号

平成24年度鎌倉市介護保険事業特別会計予算

平成24年度鎌倉市介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,354,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成24年2月15日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
5 介護保険料		2,789,593 円
	5 介護保険料	2,789,593
15 国庫支出金		2,757,278
	5 国庫負担金	2,298,727
	10 国庫補助金	458,551
20 県支出金		1,920,442
	5 県負担金	1,861,045
	10 財政安定化基金支出金	22,112
	15 県補助金	37,285
25 支払基金交付金		3,852,085
	5 支払基金交付金	3,852,085
30 財産収入		932
	5 財産運用収入	932
35 寄附金		1
	5 寄附金	1
40 繰入金		2,028,409
	5 一般会計繰入金	1,982,900
	10 基金繰入金	45,509
45 繰越金		5,495
	5 繰越金	5,495
50 諸収入		65
	5 延滞金加算金及び過料	2
	15 雑入	63
歳 入 合 計		13,354,300

歳 出

款	項	金 額
5 総務費		345,766 冊
	5 総務管理費	345,766
10 保険給付費		12,799,300
	5 介護サービス等諸費	12,799,300
12 地域支援事業費		201,801
	5 地域支援事業費	201,801
25 基金積立金		1,732
	5 基金積立金	1,732
30 諸支出金		5,501
	5 償還金及び還付加算金	5,501
35 予備費		200
	5 予備費	200
歳 出 合 計		13,354,300

議案第 92 号

平成24年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計予算

平成24年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,243,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成24年2月15日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
5 後期高齢者医療保険料		2,546,615 円
	5 後期高齢者医療保険料	2,546,615
10 繰入金		1,669,248
	5 一般会計繰入金	1,669,248
15 繰越金		2,000
	5 繰越金	2,000
20 諸収入		25,637
	5 延滞金、加算金及び過料	133
	10 償還金及び還付加算金	11,500
	15 雑入	14,004
歳 入 合 計		4,243,500

歳 出

款	項	金 額
5 総務費		105,484 円
	5 総務管理費	105,484
10 広域連合納付金		4,123,016
	5 広域連合納付金	4,123,016
15 諸支出金		13,000
	5 償還金及び還付加算金	12,000
	10 繰出金	1,000
20 予備費		2,000
	5 予備費	2,000
歳 出 合 計		4,243,500

議案第 93 号

鎌倉市公の施設の指定管理者選定委員会
条例の制定について

鎌倉市公の施設の指定管理者選定委員会条例を次のように定める。

平成24年 2 月15日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

鎌倉市公の施設の指定管理者選定委員会を地方自治法第138条の
4 第 3 項に規定する附属機関として設置するものである。

鎌倉市公の施設の指定管理者選定委員会条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、公の施設の指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）の適正かつ公平な選定について調査審議するため、鎌倉市公の施設の指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び委員数)

第2条 委員会の名称及び委員の数は、別表のとおりとする。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第2条）

名称	委員の数
鎌倉市芸術館指定管理者選定委員会	5人以内
鎌倉市文学館指定管理者選定委員会	5人以内
鎌倉市鏑木清方記念美術館指定管理者選定委員会	5人以内
鎌倉市川喜多映画記念館指定管理者選定委員会	5人以内
鎌倉市市民活動センター指定管理者選定委員会	5人以内
鎌倉市勤労福祉会館指定管理者選定委員会	5人以内
鎌倉市腰越漁港指定管理者選定委員会	5人以内
鎌倉市スポーツ施設指定管理者選定委員会	5人以内
鎌倉市子育て支援センター指定管理者選定委員会	5人以内
鎌倉市障害児活動支援センター指定管理者選定委員会	5人以内
鎌倉市老人福祉センター及び老人いこいの家指定管理者選定委員会	8人以内
鎌倉市障害者自立支援施設鎌倉はまなみ指定管理者選定委員会	6人以内
鎌倉市自転車等駐車場指定管理者選定委員会	5人以内
鎌倉市営住宅指定管理者選定委員会	5人以内
鎌倉市都市公園指定管理者選定委員会	5人以内

議案第 94 号

鎌倉市都市交流推進委員会条例の制定について

鎌倉市都市交流推進委員会条例を次のように定める。

平成24年 2 月 15日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

鎌倉市都市交流推進委員会を地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関として設置するものである。

鎌倉市都市交流推進委員会条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、本市と国内及び国外の都市との間の交流（以下「都市間交流」という。）並びに国際社会に対応したまちづくり（以下「国際政策」という。）を推進するため、鎌倉市都市交流推進委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議するものとする。

- (1) 都市間交流に関し必要な事項
- (2) 都市提携に関する事項
- (3) 国際政策に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 都市間交流及び国際政策に関し優れた識見を有する者
- (2) 公共的団体の代表者
- (3) 国際交流及び国際協力に関係を有する団体の代表者
- (4) 市議会議員
- (5) 市民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第 95 号

鎌倉市職員考査委員会条例の制定について

鎌倉市職員考査委員会条例を次のように定める。

平成24年 2 月15日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

鎌倉市職員考査委員会を地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関として設置するものである。

鎌倉市職員考査委員会条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、職員の懲戒処分について調査審議するため、鎌倉市職員考査委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項に規定する職員の懲戒処分に関する事項を調査審議するものとする。

2 委員会は、前項に規定する事項に関して、調査審議の必要があると認めるものについて市長に進言することができる。

(組織)

第3条 委員会は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民
- (3) 市職員

(任期)

第4条 前条第2項第1号及び第2号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱され、又は任命された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(秘密保持義務)

第5条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第 96 号

鎌倉市協働事業選考委員会条例の制定について

鎌倉市協働事業選考委員会条例を次のように定める。

平成24年 2 月15日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

鎌倉市協働事業選考委員会を地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関として設置するものである。

鎌倉市協働事業選考委員会条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、市民活動を行う団体又は本市が提案し、協働して行う事業の審査、選考及び事業評価を行うため、鎌倉市協働事業選考委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民活動に関し知識経験を有する者
- (3) 市民
- (4) 市職員

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱され、又は任命された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(秘密保持義務)

第4条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第 97 号

鎌倉市技能者表彰選考委員会条例の制定について

鎌倉市技能者表彰選考委員会条例を次のように定める。

平成24年 2 月15日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

鎌倉市技能者表彰選考委員会を地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関として設置するものである。

鎌倉市技能者表彰選考委員会条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、技能者の経済的社会的地位及び技術水準の向上を図るために行う表彰（以下「技能者表彰」という。）の被表彰者を適正かつ公平に選考するため、鎌倉市技能者表彰選考委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、技能者表彰の被表彰者として、市長に推薦のあった者について審査及び選考を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、技能者に関係を有する団体の代表者及び当該団体が推薦する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(秘密保持義務)

第5条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第 98 号

かまくら人権施策推進委員会条例の制定について

かまくら人権施策推進委員会条例を次のように定める。

平成24年 2 月15日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

かまくら人権施策推進委員会を地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関として設置するものである。

かまくら人権施策推進委員会条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、人権の尊重に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、かまくら人権施策推進委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) かまくら人権施策推進指針についての助言及び提言に関する事項
- (2) 人権施策の推進についての調査、研究及び評価に関する事項
- (3) その他人権施策の推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者及び人権の尊重に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第 99 号

鎌倉市商工業元気アップ事業選定委員会条例
の制定について

鎌倉市商工業元気アップ事業選定委員会条例を次のように定める。

平成24年 2 月15日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

鎌倉市商工業元気アップ事業選定委員会を地方自治法第138条の
4 第 3 項に規定する附属機関として設置するものである。

鎌倉市商工業元気アップ事業選定委員会条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、事業者が行う独創的な事業計画の実施を支援するため、鎌倉市商工業元気アップ事業選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、この条例の趣旨を達成するため、市長が別に定める補助金の交付の対象となる事業の適正かつ公平な選定について調査審議するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公共的団体が推薦する者
- (3) 関係行政機関が推薦する者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第 100 号

鎌倉市発達支援委員会条例の制定について

鎌倉市発達支援委員会条例を次のように定める。

平成24年 2 月15日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

鎌倉市発達支援委員会を地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関として設置するものである。

鎌倉市発達支援委員会条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、特別な支援を必要とする児童等の発達を支援するため、鎌倉市発達支援委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議するものとする。

- (1) 特別な支援を必要とする児童等の発達支援に関する事項
- (2) この条例の趣旨を達成するため、市長が別に定める補助金の交付に関する事項
- (3) その他発達支援に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療に関係を有する団体が推薦する者
- (2) 保育に関係を有する団体が推薦する者
- (3) 幼稚園教育に関係を有する団体が推薦する者
- (4) 福祉に関係を有する団体が推薦する者
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とし、その満了の日は、市長が委嘱を行った日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(臨時委員)

第5条 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときに解任されるものとする。

(秘密保持義務)

第6条 委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第 101 号

鎌倉市高齢者措置判定委員会条例の制定について

鎌倉市高齢者措置判定委員会条例を次のように定める。

平成24年 2 月15日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

鎌倉市高齢者措置判定委員会を地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関として設置するものである。

鎌倉市高齢者措置判定委員会条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項に規定する措置の適正かつ公平な実施について調査審議するため、鎌倉市高齢者措置判定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 医療に関係を有する団体が推薦する者
- (2) 地域包括支援センターの代表者
- (3) 老人福祉施設の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市職員

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱され、又は任命された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(秘密保持義務)

第4条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第 102 号

鎌倉市食育推進会議条例の制定について

鎌倉市食育推進会議条例を次のように定める。

平成24年 2 月15日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

鎌倉市食育推進会議を食育基本法第33条第1項及び地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関として設置するものである。

鎌倉市食育推進会議条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、食育基本法（平成17年法律第63号）第33条第1項の規定に基づき、鎌倉市食育推進会議（以下「推進会議」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 鎌倉食育推進計画の作成及び進行について調査審議し、並びにその実施を推進すること。
- (2) その他食育の推進に関して、重要事項を調査審議し、及び施策の実施を推進すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員11人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 食育の推進に関係を有する団体に属する者
- (4) 食育の推進に関係を有する事業者の代表者又は従業員
- (5) 市民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第 103 号

鎌倉市予防接種健康被害調査委員会条例
の制定について

鎌倉市予防接種健康被害調査委員会条例を次のように定める。

平成24年 2 月15日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

鎌倉市予防接種健康被害調査委員会を地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関として設置するものである。

鎌倉市予防接種健康被害調査委員会条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく予防接種その他の本市が実施する予防接種による健康被害の適正かつ円滑な処理に資するため、鎌倉市予防接種健康被害調査委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、予防接種による健康被害の発生に際し、医学的知見による調査その他必要な事項についての調査を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 予防接種による健康被害に関し学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(秘密保持義務)

第5条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第 104 号

鎌倉市墓地等の経営の許可等に関する条例
の制定について

鎌倉市墓地等の経営の許可等に関する条例を次のように定める。

平成24年 2 月15日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

墓地、埋葬等に関する法律の改正に伴い、墓地等の経営の許可等に係る手続、構造設備等の基準等を定めようとするものである。

鎌倉市墓地等の経営の許可等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）第10条の規定に基づく墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の経営の許可等に係る手続及び墓地等の構造設備等の基準その他法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(経営の主体)

第3条 墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、市長が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。

(1) 地方公共団体

(2) 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第4条第2項に規定する宗教法人で、市内に主たる事務所又は従たる事務所等を有するもの（以下「宗教法人」という。）

(3) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定する公益法人で、墓地等の経営を目的とするもの（以下「公益法人」という。）

(事前協議)

第4条 法第10条第1項の規定により墓地等の経営の許可（以下「経営許可」という。）を受けようとする者は、当該墓地等の経営の計画（以下「墓地等経営計画」という。）について、あらかじめ市長に協議しなければならない。

2 前項の規定により協議を行う場合は、墓地等経営計画協議書を市長に提出しなければならない。

3 前項に規定する墓地等経営計画協議書には、次に掲げる書類（経営許可を受けようとする者が地方公共団体である場合にあっては、第8号に掲げる書類を除く。）を添付しなければならない。

(1) 墓地等の土地の登記事項証明書

(2) 墓地等の設計図

(3) 墓地等の付近の見取図

(4) 墓地等を経営しようとする理由を記載した書類

(5) 墓地等の土地及び隣接地の公図の写し

- (6) 宗教法人又は公益法人の登記事項証明書
- (7) 公益法人の定款又は宗教法人法第12条第1項に規定する宗教法人の規則
- (8) 規則で定める期間に係る墓地等経営計画の収支見込書及び資金計画書
- (9) その他規則で定める書類

(経営計画の周知)

第5条 経営許可を受けようとする者は、墓地等経営計画の周知を図るため、規則で定める日までに、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 墓地等経営計画の概要を記載した標識を当該計画敷地（墓地等経営計画に基づき、墓地等を設けるために必要な土地の区域をいう。）の外部から見やすい場所に第19条第3項に規定する工事完了検査済証の交付を受ける日まで設置すること。
- (2) 墓地等の近隣の土地又は建物の所有者、住民、学校の管理者等で規則で定めるもの（以下「近隣住民等」という。）に対し、墓地等経営計画の概要について説明会を開催し、速やかにその説明会の内容その他規則で定める事項について市長に報告すること。

(近隣住民等との協議)

第6条 経営許可を受けようとする者は、近隣住民等から墓地等経営計画について規則で定める日までに次の各号のいずれかに該当する意見の申出があった場合は、当該申出をした者と協議しなければならない。この場合において、経営許可を受けようとする者は、近隣住民等の理解を得るよう努めるものとする。

- (1) 公衆衛生その他公共の福祉の観点からの意見
- (2) 墓地等の構造設備と周辺環境との調和についての意見
- (3) 墓地等の建設工事の方法等についての意見

(手続の省略)

第7条 第4条から前条まで（第16条において準用する場合を含む。）の規定による手続について、市長が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、手続の全部又は一部を行わないことができる。

(経営許可の申請)

第8条 経営許可を受けようとする者は、墓地等経営許可申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する墓地等経営許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、添付すべき書類の一部を

省略することができる。

- (1) 宗教法人又は公益法人の意思決定機関において墓地等の経営を行うことを決定したときの議事録の写し
- (2) 第4条第3項第1号から第8号までに掲げる書類（経営許可を受けようとする者が地方公共団体である場合にあっては、第8号に掲げる書類を除く。）
- (3) 墓地等の経営に当たり、宗教法人法第5条第2項第2号及び第3号に規定する宗教法人を包括する宗教法人の承認が必要な宗教法人にあっては、承認書の写し
- (4) 第6条に規定する近隣住民等との協議を行ったときは、その協議内容等を記載した報告書
- (5) 墓地の経営許可を受けようとする場合で、当該墓地の土地利用が、鎌倉市特定土地利用における手続及び基準等に関する条例（平成23年10月条例第10号。以下「特定土地利用条例」という。）の適用を受けるときは、特定土地利用条例第22条に規定する特定土地利用基準適合確認通知書の写し
- (6) その他規則で定める書類
（経営の許可）

第9条 市長は、経営許可をしたときは、申請者に対し墓地等経営許可書を交付するものとする。

2 市長は、前項の許可について、この条例の目的を達成するために必要な範囲内で、条件を付することができる。

（設置場所の基準）

第10条 墓地等の設置場所の基準は、次のとおりとする。

- (1) 地方公共団体が経営しようとする場合を除き、墓地等を経営しようとする者が所有し、かつ、抵当権の設定等がなされていない土地であること。ただし、規則で定める事項については、この限りでない。
- (2) 墓地等の境界線と人家、学校等との距離が規則で定める距離以上であること。ただし、市長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。
- (3) 飲用水を汚染するおそれのない土地であること。

（墓地の構造設備基準）

第11条 墓地の構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、市長が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がな

いと認めるときは、この限りでない。

- (1) 給水設備及び排水設備を設けること。
- (2) 管理施設、便所、規則で定める規模以上の駐車場その他墓地を利用する者に便益を供するための施設を設けること。ただし、市長が適当と認めるときは、これらの施設の一部を当該墓地に近接した場所に設けることができる。
- (3) 墓地内の通路は、規則で定める有効幅員以上であること。
- (4) 緑地面積の墓地の敷地面積に対する割合が、規則で定める割合以上であること。
- (5) 植樹等により、隣接地等外部と明確に区分されること。

(納骨堂の構造設備基準)

第12条 納骨堂の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第7号に規定する耐火構造であること。
- (2) 換気設備を設けること。
- (3) 出入口及び納骨装置は、施錠ができる構造であること。ただし、納骨装置の存する場所への立入りが納骨堂を管理する者に限られている納骨堂にあつては、この限りでない。

(火葬場の構造設備基準)

第13条 火葬場の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 給水設備及び排水設備を設けること。
- (2) 管理施設、待合所、便所、規則で定める規模以上の駐車場その他火葬場を利用する者に便益を供するための施設を設けること。
- (3) 火葬炉は、防じん及び防臭の十分な能力を有する設備であること。
- (4) 収骨室及び遺体保管室を設けること。
- (5) 収骨容器等を保管する施設を設けること。
- (6) 残灰庫を設けること。
- (7) 緑地面積の火葬場の敷地面積に対する割合が、規則で定める割合以上であること。
- (8) 植樹等により、隣接地等外部と明確に区分されること。

(管理者の遵守事項)

第14条 法第12条に規定する墓地等の管理者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 墓地等を清潔に保持すること。

(2) 墓石等が倒壊し、又は倒壊するおそれがあるときは、速やかに安全措置を講じ、又は墓石等の所有者に同様の措置を講ずるよう求めること。

(3) 老朽化し、又は破損した墓地等の修繕等を行うこと。

(変更許可等)

第15条 法第10条第2項の規定により墓地等の変更（墓地にあつては、墳墓を設ける区域の変更及び区画数の変更（規則で定める数以上の区画数を変更する場合に限る。）を含む。）又は廃止の許可（以下「変更許可等」という。）を受けようとする者は、墓地等変更許可申請書又は墓地等廃止許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する墓地等変更許可申請書には第1号から第10号まで（変更の許可を受けようとする者が地方公共団体である場合にあっては、第9号を除く。）及び第12号に掲げる書類を、墓地等廃止許可申請書には第1号、第2号、第4号から第7号まで及び第10号から第12号までに掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、添付すべき書類の一部を省略することができる。

(1) 宗教法人又は公益法人の意思決定機関において墓地等の変更又は廃止を行うことを決定したときの議事録の写し

(2) 墓地等の土地の登記事項証明書

(3) 変更に係る墓地等の設計図

(4) 墓地等の付近の見取図

(5) 墓地等を変更又は廃止しようとする理由を記載した書類

(6) 墓地等の土地及びその隣接地の公図の写し

(7) 宗教法人又は公益法人の登記事項証明書

(8) 公益法人の定款又は宗教法人法第12条第1項に規定する宗教法人の規則

(9) 規則で定める期間に係る墓地等経営計画の収支見込書及び資金計画書

(10) 墓地等の変更又は廃止に当たり、宗教法人法第5条第2項第2号及び第3号に規定する宗教法人を包括する宗教法人の承認が必要な宗教法人にあっては、承認書の写し

(11) 改葬の内容を明らかにした書類又は埋葬及び埋蔵のない事実を証明する書類

(12) その他規則で定める書類

3 市長は、変更許可等をしたときは、墓地等の変更にあつては墓地等変更許可書を、墓地等の廃止にあつては墓地等廃止許可書を交付するものとする。

- 4 市長は、前項の許可について、この条例の目的を達成するために必要な範囲内で、条件を付することができる。

(墓地等の拡張に係る準用)

第16条 第4条から第6条までの規定は、前条の規定による変更の許可を受けようとする者であって、墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を規則で定める規模以上変更しようとするものについて準用する。

(申請事項変更届)

第17条 墓地等の経営者は、第8条第1項に規定する墓地等経営許可申請書の記載事項を変更(第15条第1項に規定する変更許可等に係るものを除く。)したときは、速やかに墓地等申請事項変更届を市長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する墓地等申請事項変更届には、規則で定める書類を添付しなければならない。

(都市計画事業等による墓地又は火葬場の新設等の届出)

第18条 法第11条の規定により墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止の許可があったものとみなされた場合は、当該墓地又は火葬場の経営者は、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。

(工事完了の届出等)

第19条 墓地等の経営者は、許可に係る工事が完了したときは、速やかに墓地等工事完了届を市長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する墓地等工事完了届には、規則で定める書類を添付しなければならない。

- 3 市長は、第1項の規定による届出があったときは、当該工事が許可の内容に適合しているかどうかについて検査し、適合していると認めたときは、工事完了検査済証を墓地等の経営者に交付するものとする。

- 4 墓地等の経営者は、工事完了検査済証の交付を受けた後でなければ、許可に係る墓地等を使用してはならない。

- 5 市長は、必要に応じ、墓地等の経営者に対し、許可に係る工事の進捗状況に関する報告を求めることができる。

(勧告)

第20条 市長は、第4条から第6条まで(第16条において準用する場合を含む。)に規定する手続が正当な理由がなくなされていないと認めるときは、墓地等の経営許可又は変更許可等を受けようとする者に対し、必要な勧告をすることができる。

(公表)

第21条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、その者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に法第10条第1項の規定により許可を受けている墓地等については、同条第2項の規定により当該墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更する場合を除き、第10条から第13条までの規定は適用しない。

3 この条例の施行の際現に法第10条の規定により神奈川県知事が本市の区域内における墓地等の許可の申請を受理しているものに係る許可の手続並びに墓地等の設置場所の基準及び構造設備の基準については、この条例の規定にかかわらず、神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例（平成14年神奈川県条例第68号）の例による。

議案第 105 号

公有地の拡大の推進に関する法律施行令第 3 条第 3 項
ただし書の規模を定める条例の制定について

公有地の拡大の推進に関する法律施行令第 3 条第 3 項ただし書の
規模を定める条例を次のように定める。

平成24年 2 月 15日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出等の事務が県から
市に移譲されることに伴い、必要な事項を定めようとするものであ
る。

公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書
の規模を定める条例

公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和47年政令第284号）第3条第3項ただし書の規定により条例で定める規模は、鎌倉市の全域について、100平方メートルとする。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第 106 号

鎌倉市交通計画検討委員会条例の制定について

鎌倉市交通計画検討委員会条例を次のように定める。

平成24年 2 月15日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

鎌倉市交通計画検討委員会を地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関として設置するものである。

鎌倉市交通計画検討委員会条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、本市の交通政策を効果的に推進するため、交通計画の策定及び推進に関し調査及び検討を行う鎌倉市交通計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員35人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体が推薦する者
- (2) 市内の商工業又は交通に関係を有する事業者が推薦する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市民

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第 107 号

鎌倉市教科用図書採択検討委員会条例
の制定について

鎌倉市教科用図書採択検討委員会条例を次のように定める。

平成24年 2 月15日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

鎌倉市教科用図書採択検討委員会を地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関として設置するものである。

鎌倉市教科用図書採択検討委員会条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)第13条第1項の規定に基づく教科用図書の採択について調査及び検討を行うため、鎌倉市教科用図書採択検討委員会(以下「委員会」という。)を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員14人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育に関係を有する団体の代表者
- (2) 市立小学校の児童又は中学校の生徒の保護者
- (3) 市立小学校の校長が組織する団体及び市立中学校の校長が組織する団体の代表者
- (4) 市立小学校又は中学校の教員

(任期)

第3条 委員の任期は、委員会の所掌事項の処理が終わるまでの期間とする。

2 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(臨時委員)

第4条 委員会に、特別の事項に関する調査及び検討を行わせるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、教育委員会が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査及び検討が終了したときに解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第 108 号

鎌倉市就学支援委員会条例の制定について

鎌倉市就学支援委員会条例を次のように定める。

平成24年 2 月 15日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

鎌倉市就学支援委員会を地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関として設置するものである。

鎌倉市就学支援委員会条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、教育上特別な配慮を要する児童及び生徒に対する適切な就学支援について調査及び検討を行うため、鎌倉市就学支援委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 医療に関係を有する団体が推薦する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市立小学校及び中学校の教職員

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(秘密保持義務)

第4条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第 109 号

鎌倉市美術工芸品等収集選定委員会条例の
制定について

鎌倉市美術工芸品等収集選定委員会条例を次のように定める。

平成24年 2 月 15 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

鎌倉市美術工芸品等収集選定委員会を地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関として設置するものである。

鎌倉市美術工芸品等収集選定委員会条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、美術工芸品等の収集に当たり、選定及び評価等を適切かつ円滑に行うため、鎌倉市美術工芸品等収集選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長が必要と認める美術工芸品等について、次に掲げる事項を調査審議するものとする。

- (1) 選定及び評価に関する事項
- (2) 寄贈又は寄託の申出のあったものの受入れに関する事項
- (3) その他収集に関する必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

- 2 委員は、美術に関する専門的知識を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が委嘱する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときに解任されるものとする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第 110 号

鎌倉市名誉市民条例の一部を改正する
条例の制定について

鎌倉市名誉市民条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年 2 月15日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

鎌倉市名誉市民選考委員会を地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関として設置するものである。

鎌倉市名誉市民条例の一部を改正する条例

鎌倉市名誉市民条例（昭和26年10月条例第43号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(目的)」に改め、同条中「あつた」を「あった」に、「もつて当市」を「もって本市」に改める。

第2条第1項中「若しくは」を「又は」に、「受ける者」を「受けるもの」に改める。

第6条の見出しを「(委任)」に改め、同条中「条例施行に関し、必要な事項は、市長が別に」を「条例の施行に関し必要な事項は、規則で」に改め、同条を第7条とする。

第5条第1項第3号を削り、同項第4号中「もつて」を「もって」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とし、同条を第6条とし、第4条を第5条とする。

第3条中「市長の委嘱する選考委員会の推挙」を「委員会の推薦」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(名誉市民選考委員会)

第3条 市長の附属機関として、鎌倉市名誉市民選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、市長又は委員が適当と認める者のうちから名誉市民の候補者を選考する。
- 3 委員会は、委員10人以内をもって組織する。
- 4 委員は、市議会議員及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 第4項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。
- 8 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 9 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第 111 号

鎌倉市住居表示に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

鎌倉市住居表示に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年 2 月15日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

住居表示台帳の写しの交付等の手数料の徴収について定めようとするものである。

鎌倉市住居表示に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市住居表示に関する条例（昭和39年6月条例第34号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和37年法律第119号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「、住居の表示に関して」を「定める事項その他住居表示に関し」に改める。

第2条の見出し中「区域」を「変更等」に改め、同条中「あらたに画し」を「新たに画し、」に改める。

第3条第1項中「その他の工作物」の次に「として規則で定めるもの」を加え、「若しくは当該建築物等が滅失し」を「、除去し、若しくは滅失し」に、「新設若しくは変更」を「新たに設け、若しくはこれらを変更し、若しくは廃止」に、「所有者等」を「建築物等の所有者等」に、「ただちに」を「直ちに」に改め、同条第2項中「前項に定める場合のほかで当該建築物等に住居番号をつけ」を「前項に定める場合のほか建築物等に住居番号を付け」に、「建築物等の所有者等」を「当該建築物等の所有者等」に改め、同条第3項中「あつたときは、ただちに」を「あつたときは、直ちに」に改め、同条第4項中「つけ」を「付け」に、「ただちに」を「直ちに」に改め、同条第5項を削る。

第4条第1項中「の各号」を削り、同項第1号及び第2号中「附近」を「付近」に改め、同項第3号中「前各号」を「前2号」に、「附近」を「付近」に改め、同条第2項中「前項の」を「前項に規定する」に改める。

第5条中「に定めるもののほか、住居の表示に関し必要な事項は、市長が」を「の施行に関し必要な事項は、規則で」に改め、同条を第7条とし、第4条の次に次の2条を加える。

（住居表示台帳等の写しの閲覧又は交付）

第5条 何人も、規則で定めるところにより、法第9条第1項に規定する住居表示台帳（以下「住居表示台帳」という。）並びに第3条第1項の規定による届出及び同条第2項の規定による申出に係る書類（以下「届出書等」という。）の写しの閲覧又は交付を請求することができる。

2 市長は、届出書等の一部に鎌倉市情報公開条例（平成13年9月条例第4号）第6条に規定する非公開情報が記録されているときは、同条例第7条の規定の例により、当該届出書等の写しを閲覧させ、又は交付するものとする。

（手数料）

第6条 前条第1項の規定により住居表示台帳又は届出書等の写しの閲覧又は交付を請求する者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める手数料を納付しなければならない。

- (1) 住居表示台帳の写しの閲覧 1 街区につき 300円
 - (2) 住居表示台帳の写しの交付 1 街区につき 300円
 - (3) 届出書等の写しの閲覧 1 件につき 300円
 - (4) 届出書等の写しの交付 1 件につき 300円
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、手数料を徴収しない。
- (1) 規則で定める関係人から住居表示台帳の写しの閲覧の請求があったとき。
 - (2) 国又は地方公共団体が事務を行う上で必要なものであるとき。
- 3 手数料は、前納とする。
- 4 既納の手数料は、返還しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の第6条の規定は、施行日以後の請求に係る手数料の納付について適用する。

議案第 112 号

鎌倉市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に
関する条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例を次のように定める。

平成24年2月15日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

非常勤特別職職員の報酬額及び費用弁償について必要な整備をし
ようとするものである。

鎌倉市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年4月条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「同条例」を「旅費支給条例」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 職員のうち、県外に住所を有する者その他規則で定める者が、住所地又は勤務地から会議等に出席する場合の鉄道賃又は車賃は、旅費支給条例を準用して、その費用を弁償することができる。

別表を次のように改める。

別表（第3条）

職名	支給額	
教育委員会委員長	月額	141,500 円
同 委員	同	122,000 円
選挙管理委員会委員長	同	56,100 円
同 委員	同	45,000 円
議会議員の中から選任された監査委員	同	50,800 円
識見を有する者の中から選任された監査委員	同	161,800 円
公平委員会委員長	日額	17,500 円
同 委員	同	15,500 円
農業委員会会長	月額	45,000 円
同 副会長	同	37,000 円
同 委員	同	31,000 円
固定資産評価審査委員会委員長	日額	16,000 円
同 委員	同	15,000 円
選挙管理委員会委員の補充員	同	11,400 円
介護認定審査会の委員のうち医師及び歯科医師	同	27,000 円
その他の介護認定審査会の委員	同	20,000 円
障害者介護給付費等の支給に関する審査会の委員のうち医師	同	27,000 円
その他の障害者介護給付費等の支給に関する審査会の委員	同	20,000 円

教科用図書採択検討委員会委員長	1 回 の採 につき	18,400 円
同 委員	同	17,400 円
法令又は条例に定める附属機関の委員及び諮問機関の委員（法令により報酬を支給しない委員並びに介護認定審査会、障害者介護給付費等の支給に関する審査会及び教科用図書採択検討委員会の委員を除く。）	日 額	長 12,000 円以内 委員 10,000 円以内
選挙長及び開票管理者	1 回 の選 挙に つき	23,000 円
投票所の投票管理者	同	23,000 円
期日前投票所の投票管理者	日 額	20,300 円
選挙立会人及び開票立会人	1 回 の選 挙に つき	14,100 円
投票所の投票立会人	日 額	15,200 円以内で、従事する時間に応じ、 規則で定める額
期日前投票所の投票立会人	同	13,500 円以内で、従事する時間に応じ、 規則で定める額

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第 113 号

鎌倉市障害児福祉センター条例の一部を改正する
条例の制定について

鎌倉市障害児福祉センター条例の一部を改正する条例を次のよう
に定める。

平成24年 2 月15日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

児童福祉法の一部改正に伴い、障害児福祉センターを児童発達支
援センターとして整備しようとするものである。

鎌倉市障害児福祉センター条例の一部を改正する条例

鎌倉市障害児福祉センター条例（昭和51年12月条例第21号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鎌倉市児童発達支援センター条例

第1条中「障害のある児童の福祉の増進を図るため、鎌倉市障害児福祉」を「発達に特別な支援を必要とする児童の一貫した支援を推進するため、鎌倉市児童発達支援」に、「施設」を「センター」に改める。

第2条及び第3条を次のように改める。

（名称及び位置）

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
あおぞら園	鎌倉市笛田二丁目38番20号

（事業）

第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2第2項に規定する児童発達支援（以下「児童発達支援」という。）
- (2) 法第6条の2第5項に規定する保育所等訪問支援（以下「保育所等訪問支援」という。）
- (3) 前2号に定めるもののほか、発達に特別な支援を必要とする児童の相談、助言及び指導
- (4) その他発達に特別な支援を必要とする児童の支援

第8条を第9条とする。

第7条の見出しを「（開所時間）」に改め、同条中「施設」を「センター」に、「開園時間」を「開所時間」に、「5時」を「5時15分」に改め、同条を第8条とする。

第6条の見出しを「（休所日）」に改め、同条第1項中「施設」を「センター」に、「休園日」を「休所日」に改め、同条第2項中「休園日」を「休所日」に、「開園」を「開所」に、「休園」を「休所」に改め、同条を第7条とする。

第5条中「知的障害児通園施設」を「センター」に、「当該施設」を「センター」に改め、同条各号を次のように改め、同条を第6条とする。

- (1) 第4条第1項第1号に該当する児童 法第21条の5の3第2項第2号に

規定する額及び同条第1項に規定する通所特定費用の額（実費を超えない範囲内において市長が定める額とする。）の合計額

(2) 第4条第1項第2号に該当する児童 規則で定める基準により算定した額

(3) 第4条第2項に該当する児童（第3条第3号及び第4号に規定する事業の利用が必要と市長が認めた児童を除く。） 前2号に定める額に準じて市長が定める額

第4条中「施設」を「センター」に改め、同条を第5条とし、同条の前に次の1条を加える。

（利用対象者）

第4条 センターを利用できる者は、次の各号のいずれかの児童であって、本人及びその保護者が市内に住所を有するものとする。

(1) 法第21条の5の7第9項の規定により交付された通所受給者証（児童発達支援又は保育所等訪問支援に係る通所給付決定を受けた通所受給者証に限る。）に記載された児童であって、法第43条第1号に規定する福祉型児童発達支援センターの利用が必要であると市長が認めたもの

(2) 法第21条の6の規定による障害児通所支援（児童発達支援又は保育所等訪問支援に限る。）の提供が必要であると認めた児童

(3) 前条第3号及び第4号に規定する事業の利用が必要と市長が認めた児童

2 前項の規定にかかわらず、児童本人又はその保護者が市内に住所を有しない者であって、センターの利用が必要であると市長が認めたものは、センターを利用することができる。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第6条の規定は、施行日以後の期間に係るセンターの利用に要する費用について適用し、施行日の前日までの期間に係る費用については、なお従前の例による。

議案第 114 号

鎌倉市子どもの家条例の一部を改正する条例
の制定について

鎌倉市子どもの家条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年 2 月15日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

鎌倉市おなり子どもの家「こばと」の位置を改めようとするものである。

鎌倉市子どもの家条例の一部を改正する条例

鎌倉市子どもの家条例（昭和50年6月条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1 鎌倉市おなり子どもの家「こぼと」の項中「同 御成町18番35号」を「同 御成町18番10号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第 115 号

鎌倉市保育所設置条例の一部を改正する条例の
制定について

鎌倉市保育所設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年 2 月15日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

鎌倉市立寺分保育園を廃止しようとするものである。

鎌倉市保育所設置条例の一部を改正する条例

鎌倉市保育所設置条例（昭和24年3月条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表鎌倉市立寺分保育園の項を削る。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第 116 号

鎌倉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定
について

鎌倉市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年 2 月15日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

公営住宅法等の一部改正に伴い、入居収入基準等を整備しようとするものである。

鎌倉市営住宅条例の一部を改正する条例

鎌倉市営住宅条例（平成9年9月条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第3号ア中「その他の政令」を「その他の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令（平成23年政令第424号）第1条の規定による改正前の政令（以下この号において「旧政令」という。）」に、「政令第6条第5項第1号」を「旧政令第6条第5項第1号」に改め、同号イ及びウ中「政令」を「旧政令」に改め、同条第2項第2号中「第2条」を「第2条第1号」に改め、同項第5号中「被保護者」の次に「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者」を加える。

第10条第3項第8号中「政令第6条第1項第4号から第8号までに規定」を「第6条第2項第4号から第8号までの規定に該当」に改める。

第13条第2項中「省令」を「公営住宅法施行規則及び公営住宅等整備基準の一部を改正する省令（平成23年国土交通省令第103号）第1条の規定による改正前の省令」に改める。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第6条第2項第2号及び第5号の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 117 号

鎌倉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定
について

鎌倉市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年 2 月15日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

介護保険法等の一部改正に伴う第1号被保険者の介護保険料率を改定するとともに、鎌倉市介護保険運営協議会の設置等について定めようとするものである。

鎌倉市介護保険条例の一部を改正する条例

鎌倉市介護保険条例（平成12年3月条例第31号）の一部を次のように改正する。

「
目次中 第4章 罰則（第15条－第18条）を
」
「
第4章 介護保険運営協議会（第15条）
第5章 罰則（第16条－第19条）
に改める。
」

第4条第1項中「平成21年度から平成23年度」を「平成24年度から平成26年度」に改め、同項の表を次のように改める。

項	区 分	割 合	保険料率
1	介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者	$\frac{45}{100}$	24,312円
2	令第39条第1項第2号に掲げる者	$\frac{45}{100}$	24,312円
3	令第39条第1項第3号に掲げる者（令附則第16条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する者に該当する者に限る。）	$\frac{62.5}{100}$	33,768円
4	令第39条第1項第3号に掲げる者（3の項に該当する者を除く。）	$\frac{65}{100}$	35,124円
5	令第39条第1項第4号に掲げる者（令附則第17条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する者に該当する者に限る。）	$\frac{95}{100}$	51,324円
6	令第39条第1項第4号に掲げる者（5の項に該当する者を除く。）	$\frac{100}{100}$	54,024円
7	令第39条第1項第5号に掲げる者	$\frac{112.5}{100}$	60,780円

8	令第39条第1項第6号に掲げる者	$\frac{125}{100}$	67,536円
9	令第39条第1項第6号に掲げる者	$\frac{140}{100}$	75,636円
10	令第39条第1項第6号に掲げる者	$\frac{160}{100}$	86,448円
11	令第39条第1項第6号に掲げる者	$\frac{180}{100}$	97,248円
12	令第39条第1項第6号に掲げる者	$\frac{200}{100}$	108,048円
13	令第39条第1項第6号に掲げる者	$\frac{225}{100}$	121,560円
14	令第39条第1項第7号に掲げる者	$\frac{245}{100}$	132,360円

第4条第2項中「46,080円」を「54,024円」に改め、同条第3項中「6の項から12の項」を「7の項から13の項」に改め、同項第1号中「6の項」を「7の項」に改め、同項第2号中「7の項」を「8の項」に改め、同項第3号中「8の項」を「9の項」に改め、同項第4号中「9の項」を「10の項」に改め、同項第5号中「10の項」を「11の項」に改め、同項第6号中「11の項」を「12の項」に改め、同項第7号中「12の項」を「13の項」に改める。

第14条中「納税義務者」を「納付義務者」に、「同項ただし書（同法附則第35条の2の4第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に規定する者（同法第317条の2第1項ただし書）を「同項ただし書に規定する者（同項ただし書）」に改める。

第4章中第18条を第19条とし、第15条から第17条までを1条ずつ繰り下げる。

第4章を第5章とし、第3章の次に次の1章を加える。

第4章 介護保険運営協議会

第15条 介護保険制度の健全かつ円滑な運営を確保するため、市長の附属機関として、鎌倉市介護保険運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

2 運営協議会は、法第8条第14項に規定する地域密着型サービス及び法第115条の46に規定する地域包括支援センターに関する事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。

- 3 運営協議会は、委員10人以内をもって組織する。
- 4 委員は、被保険者の代表者、介護保険事業に関係を有する事業者の代表者、介護保険に関し学識経験を有する者並びに保健医療及び福祉に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 第4項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。
- 8 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 9 前各項に定めるもののほか、運営協議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第14条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条の規定は、平成24年度分の保険料から適用し、平成23年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第 118 号

鎌倉市建築等に係る紛争の予防及び調整に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市建築等に係る紛争の予防及び調整に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年 2 月15日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

鎌倉市開発事業等における手続及び基準等に関する条例の一部改正に伴う引用条項等の整備をしようとするものである。

鎌倉市建築等に係る紛争の予防及び調整に関する条例の一部を
改正する条例

鎌倉市建築等に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成12年3月条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第10号中「別表第1に定める建築等」を「鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例（平成14年9月条例第5号。以下「開発事業条例」という。）第2条第2項第2号に規定する開発事業」に改める。

第3条第1項第1号中「第85条第4項」を「第85条第5項」に改め、「で、1年以内に除却されることが見込まれるもの」を削り、同条第2項を削る。

第10条第1項中「鎌倉市開発事業等における手続及び基準等に関する条例（平成14年9月条例第5号。以下「手続基準条例」という。）第2章において開発事業者が行うこととされている」を「開発事業条例の規定により開発事業者が行う」に改める。

第19条中「手続基準条例」を「開発事業条例」に改める。

別表第1及び別表第2を削る。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第 119 号

鎌倉市火災予防条例の一部を改正する条例の
制定について

鎌倉市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年2月15日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

危険物の規制に関する政令等の一部改正に伴い、新たに追加された危険物の取扱い等について定めようとするものである。

鎌倉市火災予防条例の一部を改正する条例

鎌倉市火災予防条例（昭和37年3月条例第2号）の一部を次のように改正する。

付則第1項に見出しとして「(施行期日)」を付する。

付則第2項に見出しとして「(火災予防条例の廃止)」を付する。

付則に次の4項を加える。

（新規対象に関する特例）

- 3 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成23年政令第405号。以下「改正政令」という。）の施行の際現に設置されている危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所で、改正政令による危険物の規制に関する政令第1条第1項の規定の改正により新たに指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所となるもの（以下この項から第5項までにおいて「新規対象」という。）のうち、第32条の2第2項第9号に定める技術上の基準に適合しないものの位置、構造及び設備に係る技術上の基準については、同号の規定は、当該新規対象が次に掲げる基準の全てに適合している場合に限り、適用しない。

- (1) 当該新規対象の危険物を取り扱う配管が、その設置される条件及び使用される状況に照らして、十分な強度を有し、かつ、漏れない構造であること。
- (2) 当該新規対象に係る危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和が、平成24年7月1日において現に貯蔵し、又は取り扱っている危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和を超えないこと。

（新規対象に関する経過措置）

- 4 新規対象のうち、第32条の2第1項第16号イに定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、同号の規定は、改正政令の施行の日（以下「施行日」という。）から平成25年12月31日までの間は、適用しない。
- 5 新規対象のうち、第32条の2第2項第1号から第8号まで、第32条の3の2（第3号を除く。）又は第32条の4第2項（第1号、第10号及び第11号を除く。）に定める基準に適合しないものの位置、構造及び設備に係る技術上の基準については、これらの規定は、当該新規対象が第3項第2号に掲げる基準に適合している場合に限り、施行日から平成25年6月30日までの間は、適用しない。

(消防長への届出)

- 6 改正政令による危険物の規制に関する政令第1条第1項の規定の改正により新たに指定数量の5分の1以上（個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、指定数量の2分の1以上）指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うこととなる者は、施行日から平成24年12月31日までの間にその旨を消防長に届け出なければならない。

別表第4の2危険物の規制に関する事務の表第2項第2号エ中「という。）」の次に「、浮き蓋付の特定屋外貯蔵タンクのうち危険物規則第22条の2第1号ハで定める構造を有するものに係る特定屋外タンク貯蔵所（オにおいて「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所という。）」を加え、同号オ中「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」の次に「及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」を加える。

付 則

この条例は、平成24年7月1日から施行する。ただし、別表第4の改正規定は、同年4月1日から施行する。

議案第 120 号

鎌倉市図書館協議会設置条例の一部を改正する
条例の制定について

鎌倉市図書館協議会設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年 2 月15日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

図書館法等の一部改正に伴い、図書館協議会委員の任命基準を整備しようとするものである。

鎌倉市図書館協議会設置条例の一部を改正する条例

鎌倉市図書館協議会設置条例（昭和25年8月条例第75号）の一部を次のように改正する。

第2条中「とし教育委員会がこれを任命する」を「とする」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験を有する者並びに市民のうちから教育委員会が任命する。

第3条中「但し」を「ただし」に改める。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第 121 号

鎌倉市スポーツ施設条例の一部を改正する条例の
制定について

鎌倉市スポーツ施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年 2 月15日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

鎌倉体育館、大船体育館及び鎌倉武道館の駐車場の管理を指定管理者に行わせるため、必要な整備をしようとするものである。

鎌倉市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

鎌倉市スポーツ施設条例（昭和31年 3 月条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「並びに鎌倉体育館、大船体育館及び鎌倉武道館の各スポーツ施設の駐車場（以下「駐車場」という。）」を削る。

第 4 条第 1 項第 1 号中「及び駐車場」を削り、同条第 2 項中「及び駐車場（以下「海浜公園水泳プール等」という。）」を削る。

第 5 条第 1 項第 1 号中「見田記念体育館」を「鎌倉体育館、大船体育館及び鎌倉武道館の各駐車場（以下「駐車場」という。）並びに見田記念体育館」に改め、同条第 2 項中「海浜公園水泳プール等」を「海浜公園水泳プール」に改める。

第 8 条に次の 1 項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、駐車場の利用料金については、当該利用が終了した後、速やかに精算し納付しなければならない。

第13条第 1 項及び第14条中「海浜公園水泳プール等」を「海浜公園水泳プール」に改める。

第15条第 1 項中「海浜公園水泳プール等」を「海浜公園水泳プール」に改め、同条第 3 項を削る。

第16条第 1 号及び第18条中「海浜公園水泳プール等」を「海浜公園水泳プール」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 8 条）

1 指定管理施設の施設の利用料金の上限額

区分			利用料金	
鎌倉体育館	個人利用	競技場 格技室 卓球室	一般	
			1 人 1 回	200 円
			回数券(11 回券)	2,000 円
			小学生及び中学生	
	1 人 1 回	100 円		
		回数券(11 回券)	1,000 円	
		トレーニング室	一般	
			1 人 1 回	200 円
			回数券(11回券)	2,000 円
	団体利用	競技場	1 回	2,000 円

		格技室 卓球室	1 回	1,200 円
		会議室	1 回	200 円
		競技場 格技室	一般 1 人 1 回 回数券(11 回券) 小学生及び中学生 1 人 1 回 回数券(11 回券)	200 円 2,000 円 100 円 1,000 円
大 船 体 育 館	個人利用	競技場	1 回	2,000 円
		格技室	1 回	1,200 円
		会議室	1 回	200 円
	団体利用	格技室	1 回	1,200 円
鎌倉 武 道 館	個人利用	剣道場 柔道場 弓道場 多目的室	一般 1 人 1 回 回数券(11 回券) 小学生及び中学生 1 人 1 回 回数券(11 回券)	200 円 2,000 円 100 円 1,000 円
		剣道場 柔道場 弓道場	1 回	2,000 円
		多目的室	1 回	1,200 円
見 田 記 念 体 育 館	個人利用	体育室 多目的室	一般 1 人 1 回 回数券(11 回券) 小学生及び中学生 1 人 1 回 回数券(11 回券)	200 円 2,000 円 100 円 1,000 円
		体育室 多目的室	1 回	1,200 円
		1 回	1,200 円	
駐車場			30 分以内の場合 1 台につき	0 円

	30 分を超える場合	
	1 台最初の 30 分 を超え 3 時間まで につき	200 円
	1 台最初の 3 時間 を超える時間 1 時 間までごとにつき	100 円

備考

- 1 一般とは、15歳以上の者（中学生を除く。）をいう。
- 2 1回とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間における利用をいう。
 - (1) 次号に掲げる施設以外の指定管理施設 第5条第1項に定める開場時間の開始時から2時間ごとに区分された時間
 - (2) 鎌倉体育館トレーニング室 第5条第1項第1号に定める開場時間
- 2 附帯設備の利用料金の上限額は、規則で定める。

別表第2駐車場の項を削る。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議案第 122 号

鎌倉国宝館の設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

鎌倉国宝館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

平成24年 2 月15日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

博物館法等の一部改正に伴い、国宝館協議会委員の任命基準を整
備するとともに、博物館資料の特別利用料について定めようとする
ものである。

鎌倉国宝館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉国宝館の設置及び管理に関する条例（昭和27年8月条例第24号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鎌倉国宝館条例

第8条第1項中「学術研究等」を「学術研究、博物館等における展示、出版物等への掲載等」に、「特別に利用」を「特別な利用（以下「特別利用」という。）を」に改め、同条第2項中「当該利用」を「特別利用」に改め、同条の次に次の2条を加える。

（利用料）

第8条の2 前条第1項の規定により特別利用の許可を受けた者は、利用料を納めなければならない。

- 2 前項の利用料は、特別利用の許可を受けた博物館資料1点につき2,000円（当該博物館資料を出版物に掲載し、又はテレビジョン放送等に利用しようとする場合にあっては、1点につき5,000円）とする。

（利用料の減免等）

第8条の3 第6条及び第7条の規定は、利用料の減免及び還付について準用する。

第12条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験を有する者並びに市民のうちから教育委員会が任命する。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。